

経済と経営 21-1 (1990.6)

〈研究ノート〉

評価替えの実態 —— 電力会社（特に東京電力）を例として ——

佐藤 芳次

第一章 緒 言

とりわけ理念的規範性の強いとされる我国『企業会計原則』の「一般原則」は、その第一に「真実な報告」を標榜し、その第四に「企業会計は…利害関係者に対し…企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない」ことを要請する。このことは、裏返していえば、企業会計が極めて実践主体の判断に負うところ大であることを意味するものと言えよう。企業会計の全体がそのような性格を有するからこそ、商法や証券取引法の会計規則が実践規範性の強いものになっていることもまた当然の帰結である。

ただ、記録・表示という側面の会計行為を実践規範が拘束するないし拘束できる側面は、自由競争を前提に企業経済活動の活性化を保証するかぎり限界も存し、会計行為の選択の幅を留保しておかねばならず、事実において留保しているのである。企業会計原則上「重要な会計方針」と称し、財務諸表上注記を要する、有価証券の評価基準及び評価方法、棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、繰延資産の処理方法、外貨建資産負債の本邦通貨への換算基準、引当金の計上基準、費用・収益の計上基準等は、その最たるものと言える。

特徴的な経済現象に企業経済活動がどのように関わってきたかを、会計的側面から分析的に観察する場合に、これら諸面に注目すべきは不可避である。

今、我国の戦後の特徴的な現象の一として、とりわけ昭和 50 年代から 60 年代に至る 10 年間のエネルギー政策の転換に焦点を当てた場合に、それに関係する企業の会計的判断すなわち評価がいかなる方向に動いたのか、本稿はこの点に注目したい。特にエネルギー転換の一面は、電力事業における原子力発電への移行に一特徴を見出せるので、この点ですでに先駆的役割を果たしている東京電力を中心に、評価の変化についての若干の吟味を試みたい。尚、電力 9 社の全資料は稿を改めて紹介することとして、本稿では、会計的論点を指摘するに留めておきたい。

第二章 電力会社の財務内容概観

財務内容と評価の相関関係を観るに先立って、まず電力会社の財務内容を、若干の指標にもとづいて観ておこう。以下、資料数値および図表はすべて有価証券報告書にもとづいて整理作成したものである。

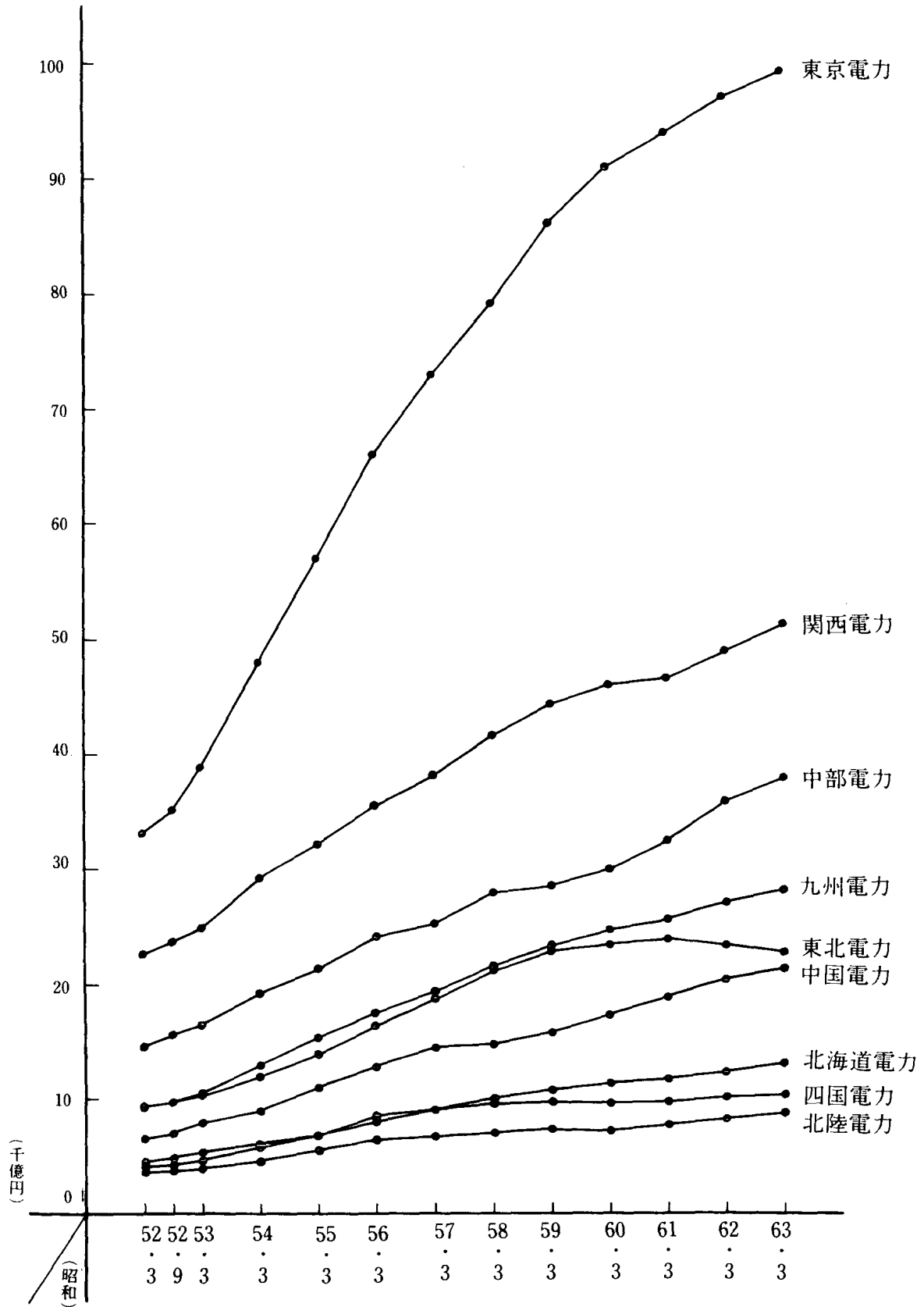
(1) 資産および資本構成

昭和 50 年代から 60 年代にかけて、電力各社の運用資産総額（総資本）は、共通して、きわめて堅調にしかも高い伸びを示したとってよいであろう〔図 1 参照〕。

電力事業の特性から、運用資産の大半を固定資産（帳簿価額）が構成するが、東京電力の例〔資料 1-1〕でも明らかなように、資産の伸び率でも、流動資産の構成率が 60 年代にかけて序々に減少するのに対して、高い資産構成率を占める固定資産が更に高い伸び率を示して総資産の伸びを支えていくことになる。この特徴はまた、電力 9 社に共通の現象である。

運用資産の大半が固定資産であるというこのような経営体質では、財務流

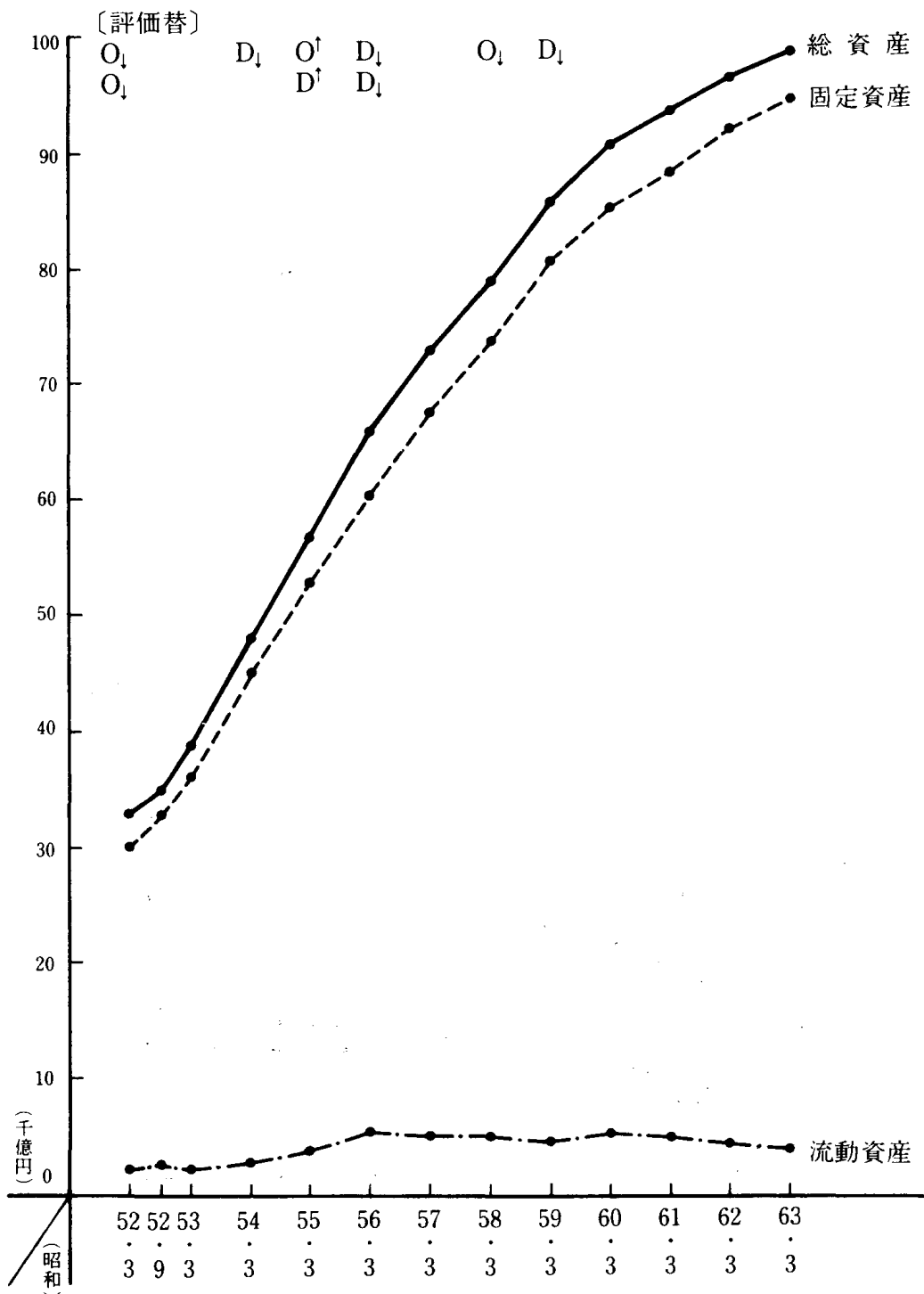
総資産絶対額 [図1]



東京電力〔資料 1-1〕

	<52>	<53>	<54>	<55>	<56>	<57>	<58>	<59>	<60>	<61>	<62>	<63>	
流動資産 ／ 総資産	7.4	7.2	6.4	6.1	6.9	8.2	7.2	6.5	5.6	5.9	5.5	4.8	4.1
固定資産 ／ 総資産	92.6	92.8	93.6	93.9	93.1	91.8	92.8	93.5	94.4	94.1	94.5	95.2	95.9

(%)



動性や長期適合率といった経営分析上の安全性指標は、常識的意味をほとんど持ち得ない。因みに、東京電力において、流動資産構成比の最も高かった昭和56年でも、流動負債絶対額1,209,668百万円に対して流動資産絶対額は541,467百万円、昭和63年では前者1,541,295百万円に対して後者403,995百万円と、本稿の対象期間全体を通じて流動資産額が流動負債額を大きく下回る。たとえ流動性が犠牲になっても、電気事業に資する固定資産の充実をもって資本充実の全体をカバーできることになるならば、固定資産の充実が経営の第一義的な目的になることも自然であろう。

この間、固定資産の伸び率との対比で、特徴的な財務現象と思われることの、第一は減価償却費の計上についてであり、第二は原子力発電設備及び関連の引当金・準備金の計上についてである。

まず第一に、巨額な固定資産に対する巨額な減価償却累計額は、減価償却が内部資金としての使用可能性を備えている点で、その存在自体が注目されて然るべきところ、たとえば東京電力について〔資料1-2〕にみられるように、それは設備の充実とともに高まりを見せ、昭和60年代には固定資産額

東京電力〔資料1-2〕

		固定資産(千円)	減価償却費累計
昭和52年	3月	3029739	1159823
	9月	3287263	1219640
53.	3	3622900	1275708
54.	3	4508752	1428020
55.	3	5274375	1631097
56.	3	6048117	1946894
57.	3	6769874	2265995
58.	3	7397365	2697164
59.	3	8093944	3105482
60.	3	8562783	3544622
61.	3	8857881	4130108
62.	3	9222924	4712549
63.	3	9491332	5373197

(百万円)

の帳簿価額の二分の一を超えるまでに上昇する。それは新規設備に加速的な償却の方法を適用した結果であることを推測させるが、この点は後節で述べる減価償却の計算方法の方針変更に関する推論とも軌を一にするところがあり、ここでは事実の指摘に留めておこう。

第二の点、すなわち原子力発電設備の充実は、そのまま固定資産の構成に影響を及ぼす要因でもあるが、今、同じく固定資産の構成要素である核燃料とともに伸び率の比較を一表に表わしてみる。まず固定資産全般にわたり昭和50年から昭和53年にかけて顕著な変動が見られないので、昭和52年3月期を基点とすることに問題はないであろう。基点を100として、固定資産(帳簿価額)、原子力発電設備(帳簿価額)、核燃料の各期の伸び率を指数化してみると〔資料1-3〕の図が得られる。原子力発電設備の充実が、本稿での対象期間を通じて、固定資産の伸びを支えてきた要因であることは明らかであろう。因みに財務諸表上の金額表示でも、昭和54年に原子力発電設備が水力発電設備を超え、昭和60年代には、それがほとんど汽力発電設備と均衡する額に達し、電気事業発電設備のしたがつて固定資産の中心的位置を有することになる。

さて一方、原子力発電関係の引当金・準備金について言えば、東京電力において、まず特定引当金として原子力発電工事償却準備引当金の設定が始まるのが昭和52年である。その後、昭和57年、大蔵省令第46号「財務諸表等規則の一部を改正する省令」附則4の規定により、つまり制度変更により、原子力発電工事償却準備引当金を特定引当金の部から資本の部「その他の剰余金」に積立金として直接振り替えを行ない、翌58年よりそれは利益処分の対象となるのである。〔資料1-3〕に億円単位の概算であるが、それぞれの絶対額を各構成要素としての割合がわかるように示しておいた。少額であるとは言えないであろう。

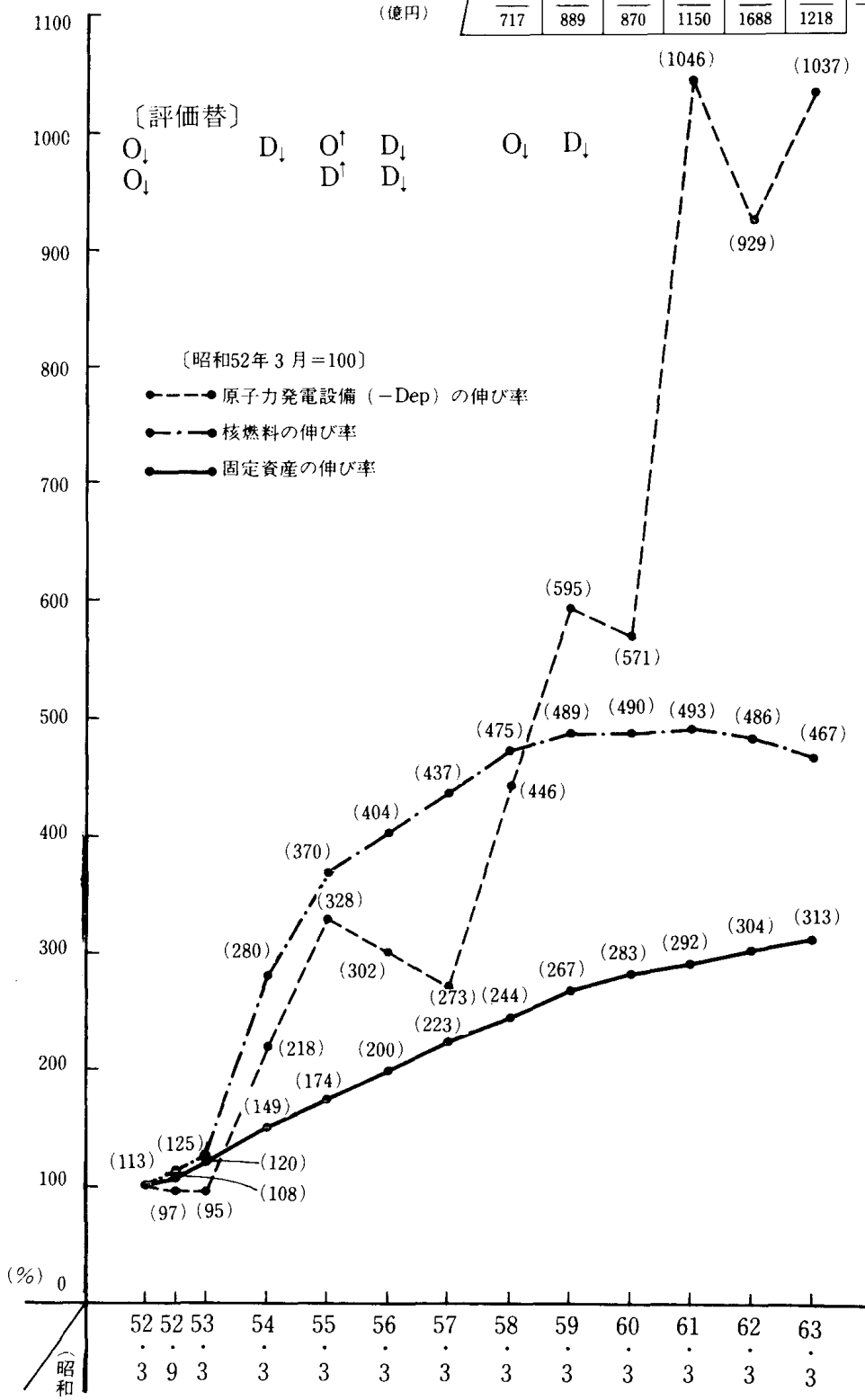
会計理論上、特定引当金については利益留保性の強いものとして、批判のきわめて大きかったところ、制度変更の名のもとに、原子力発電工事償却準

東京電力〔資料1-3〕

	<52>	<53>	<54>	<55>	<56>	<57>
原子力発電工事 償却準備引当金	130	167	247	370	525	716
持定引当金	183	227	290	431	539	938

	<58>	<59>	<60>	<61>	<62>	<63>
	692	1032	1507	1791	1791	1811
	1112	1471	1974	2387	2969	4085
	336	496	378	204	225	155
	717	889	870	1150	1688	1218

原子力発電工事償却準備金
諸積立金
原子力発電工事準備金
利益処分類



備金は即ち利益留保そのものになったのである。

すでに原子力発電設備を有する東京電力ではさらに、同じく 57 年から、電気事業審議会料金制度部会の答申に基づくとして、使用済核燃料再処理引当金が固定負債の部に計上される。その額は、57 年 4,032 百万円、58 年 30,269 百万円、59 年 82,663 百万円、60 年 124,046 百万円、61 年 197,214 百万円、62 年 338,472 百万円そして 63 年 418,414 百万円と急激な伸びを示すのである。

かくして、全体として原子力関連設備の充実が企られる中で、減価償却費、諸引当金、積立準備金と、いわゆる内部資金的要素の強いものに資本充実のウエイトがかかってきている事実が読みとれる。

(2) 収益性

前述のような、総資本の膨大な伸びにもかかわらず、〔資料 1 - 4〕に示すとおり、営業利益率の段階では、本稿での対象期間全体を通じて右上りの、つまり年を追って高収益率を維持していく傾向が読み採れ、これは 50 年代から 60 年代にかけて、膨大な伸びを示した運用資産以上に、全体として高い伸び率の利益を計上したことを意味しよう。資料は東京電力のものであるが、この点も電力各社に共通の現象であると指摘できる。

営業利益率と経常利益率との間の決定的要因は財務費用、とりわけその大部分を占める支払利息の額であって、それは巨大な資産を担保に借入れがきわめて容易で、経営分析指標としての流動性や安全性がほとんど意味をもたない経営体質ではまた、当然の帰結である。しかし、経常利益率も当期(純)利益率も比較的安定した水準である。

唯一の著しい変動は、55 年 3 月期である。理由は、東京電力の営業概況の説明に明らかである。すなわち同社は、業務運営全般にわたる合理化、効率化に最大限の努力を傾注したとしながら「しかしながら、石油価格は、昨年 12 月以降、一挙に 1 バレル 30 ドルの水準を超える暴騰となったほか、

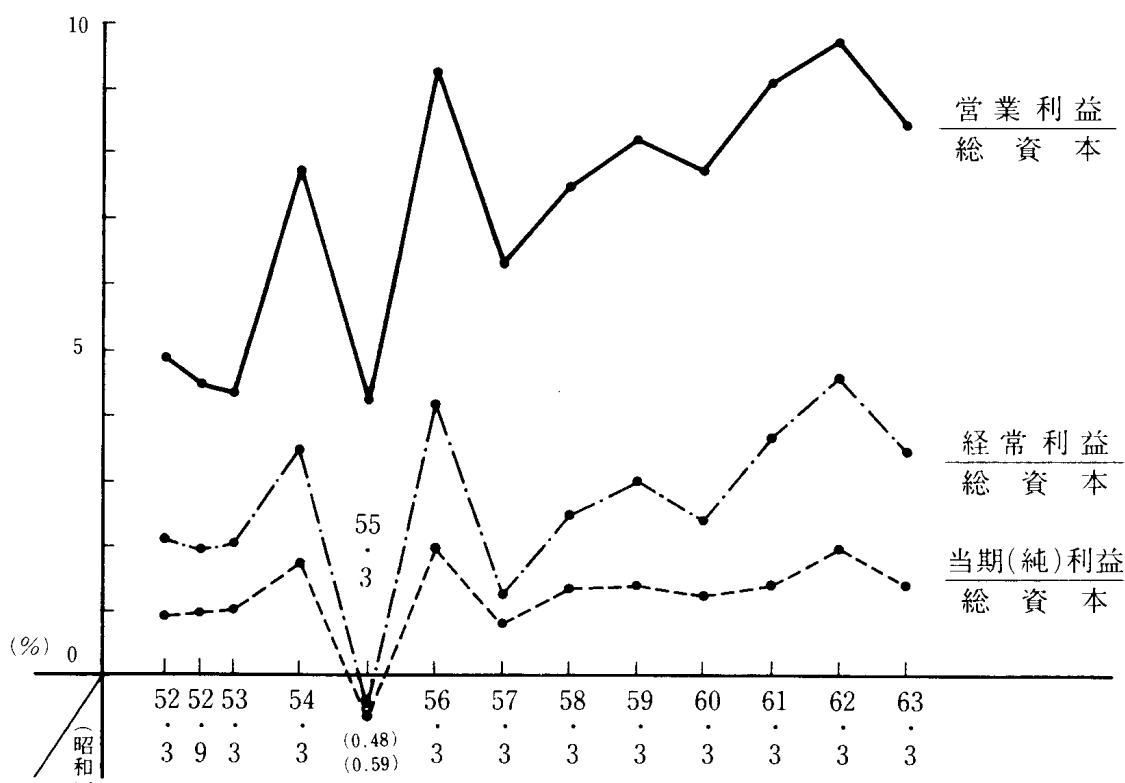
東京電力〔資料1-4〕

	<52>	<53>	<54>	<55>	<56>	<57>	<58>	<59>	<60>	<61>	<62>	<63>	
営業利益	1599	1588	1687	3709	2397	6111	4629	5937	7055	7038	8562	9480	8381
経常利益	683	696	783	1675	▲275	2746	944	1954	2569	2180	3440	4441	3418
当期(純)利益	297	352	399	826	▲335	1298	580	1078	1219	1130	1298	1895	1383

(億円)

〔評価替〕

O_t D_t $O_t^†$ D_t O_t D_t
 O_t D_t D_t D_t



LNG 価格もこれに連動して大幅に上昇し、為替レートの円安傾向とあいまって、燃料費支出が急激に増大の一途をたどるとともに、資本費などの高騰も加わり、原価は自己吸収努力の限界をはるかに上回る増嵩を示した。」(有価証券報告書、昭和 55 年) と述べる。

これを理由に同社はまた、電気料金の改定を行ない (電燈、電力を平均して、改定率 52.33%増)、同時にこの石油需給の構造変化に対しては、すでに

原子力並びに LNG 利用の拡大の方策に積極的に取り組んでいた結果（有価証券報告書，同上），〔資料 1－4〕に明らかなように，収益性の落ち込みはその前後の期間をもって着実に回復し，全期間を通じて，収益性の上昇傾向を維持しているのである。

この収益性落ち込みの時期にも，東京電力では福島第一原子力 6 号機その他火力の電源設備を完成し，福島第二原子力 1・2 号機，柏崎・刈羽原子力 1 号機をはじめその他火力および水力の電源設備の各工事を推進し，新規工事に着手する状況が続けられている。

運用資産を充実する中で，収益性は総体的にきわめて堅調に推移したといえる。

第三章 財務内容と評価替えの相関

概略上のような財務内容に会計方針の顕著な表出としての評価替えの実態を付合してみる。各社の評価替えの実態は〔表 1〕に示す通りである。

この場合，費用額の増加をもたらした評価替えは利益額減少に作用し，その減少は利益額増加に作用するので，〔表 1〕の結果を受けて，東京電力の例で〔資料 1－1〕〔資料 1－3〕〔資料 1－4〕に，それぞれ利益増加に作用した評価替えの場合は上向きの矢印（↑）を，利益減少に作用した評価替えの場合は下向きの矢印（↓）を付した。また，財務内容の特質からいって，特に減価償却についての評価替えを D で表わし，その他の評価替えを O で表わし，それぞれ評価替えの行なわれた年次に対応させてある。

この結果，明瞭な事実，利益増加に作用した評価替えは収益性の著しい落ち込みをみせた昭和 55 年 3 月期の 1 期のみで，他の事例はすべて利益減少に作用した評価替えであったということである。評価替えによる利益影響額も，〔表 1〕の結果と〔資料 1－4〕の利益絶対額とを対比してみれば，いかに巨額なものであるか一目瞭然である。

() 変更要件
数字：金額(単位百万円)

〔表1〕 評価替えの実態

	昭和52年3月	昭和52年9月	53年3月	54年3月	55年3月	56年3月	57年3月	58年3月	59年3月	60年3月	61年3月	62年3月	63年3月
東京電力	●株式発行費、社債発行費、発行差金(均等→全額償却) 償却費12,452増 ●海外投資、公営防止 原子力発電工事償却準備引当金設定			●各発電設備のうち新規取得の機械装置(定額→定率) 償却費13,723増	●公害防止用設備及び省エネルギー設備(特別償却とりやめ) 償却費5,705減 ●公営防止準備金全額取崩し、税法規定による取崩し後の残高3,181取崩し。	●55年以降取得の発電設備を除く発電、送電設備、機械装置(定額→定率) 償却費64,150増 ●公営防止用・省エネ設備(特別償却) 償却費5,939増		●使用済核燃料再処理引当金(特定契約額→全額引当方式) 引当額21,716増	●電気事業固定資産の建物、備品、配電設備(定額→定率) 償却費36,374増				
北海道電力	●株式、社債発行費(均等→全額) 償却額1,122増	●社債発行差金(均等→全額) 償却額749増 ●特定設備 特別償却422増	●価格変動準備引当金(→租税特別措置法基準) 引当額380増		●社債発行費、発行差金(全額→均等) 発行費償却851減 差金償却360減	●退職給与引当金48増 ●水力発電設備(額→率) 償却費2,134増	●左回1,662増 ●水力、火力(除55以降)、内燃発電設備(額→率) 償却費4,876増	●左回233増 ●機械・装置、構築物(額→率) 償却費9,979増	●社債発行費692増 " " 差金1,133増 (均等→全額) 償却費5,505増				
東北電力	●繰延資産(均等→全額) 償却額1,640増 ●火力発電設備特別償却	●退職給与引当金(→税法限度額) 引当金2,468増 ●火力発電設備特別償却		●火力、内燃発電設備のうち、機械装置(定額→定率) 償却費2,500増 ●公共施設負担金等費用2,529増	●社債発行費・発行差金(全額→均等) 償却費2,478減少 ●公共施設負担金等費用2,529増	●退職給与引当金263増 ●全設備の機械装置(定額→定率) 償却費8,629増	●左回4,444増 ●水力、火力発電設備構築物(額→率) 償却費9,311増 ●社債発行費、差金(均→全) 5,440増	●左回3,805増	●建物、備品、配電設備、業務設備の構築物(定額→定率) 償却費9,369増				
関西電力	●原子力発電工事償却準備引当金設定 引当額3,543 ●特定設備について 特別償却	●繰延資産(均等→全額) 償却額7,638増 ●価格変動準備引当金1,594		●発電設備の機械装置(定額→定率) 償却費13,238増		●全設備の構築物、機械装置(定額→定率) 償却費38,622増			●建物、備品(定額→定率) 償却費3,776増				
九州電力	●特別償却	●価格変動準備金設定		●原子力発電設備額(額→率) 償却費1,389増	●繰延資産(全額→均等) 償却費2,299減 ●各種引当金繰入れ中止 引当額6,172減	●原子力関係以外の電機事業固定資産(額→率) 償却費15,035増 ●各種引当金繰入れ実施 引当額14,938増	●発電・送電設備の構築物(額→率) 償却費10,318増		●建物、備品、配電設備(額→率) 償却費9,339増 ●繰延資産(均等→全額) 償却費4,450増				

この結果はまた、東京電力に特有の現象ではなく、電力各社に共通に指摘できるのである。

かくして、前章の財務内容の概略と評価替えの相関関係を総合的に判断して、次のようなことが言えるであろう。

本稿での対象全期間を通じて、電力会社の財務方針は、電力各社の共通の表現を借りて言えば、「電力の安定供給のための財務体質の一層の充実強化」に一貫して向けられている。設備充実、さらに言えばいわゆる資本蓄積の方向がまず明瞭に読みとれるであろう。巨額の設備資産の伸びとそれを上回る計上利益の伸び、したがって高収益力の維持、その過程でみられる減価償却の累計額や諸引当金と諸積立金の設定の増大は、まさにその典型的なパターンに属する。それがとりわけ原子力発電設備の充実のために行なわれたことも事実である。

利益留保性の強いといわれる特定引当金であっても、引当金である限りは損益計算の体系に組み込まれて会計規準の制約がある。原子力発電設備工事準備金は、利益処分の対象となった段階で、少なくとも期間損益算定目的の規準からは解放されることになる。このような背景と丁度期間を合わせるように、会計方針の変更すなわち評価替えが連続しているのである。

昭和55年の石油価格の変動に伴う急激な収益性落ち込みへの対応を除いて、すべてが利益減少に作用する評価替えであることは、上のような背景に軌を一にしていることの推論によらずしては、容易に説明はできないであろう。原子力設備への準備金を利益留保によることが制度的に確立されて、すなわち原子力設備が社会的に衆知の事実となって、評価替えの現象は各社ともさして必要なものではなくなるのである。昭和59年を境に、各社とも、それまで連続していた評価替えがほとんど姿を消すことになる。

第四章 一応の結び

財務会計の基礎的前提は「会計的慣習」である。それは多様な会計手続きに会計的判断が繰り返され、ある程度定型化されている過程である。会計理論は、この過程を「支配的思考慣習としての制度」に精緻化する任務を負い、会計制度は、理論的吟味を経て一般に認められた会計原則に、会計行為が準拠しているかを問う監査の実施にもとづいて成立している。

近年の会計理論が、その一般的に認められた会計原則の理論的吟味に焦点を当て、基準設定過程のいわば政治的過程の検討をその中心的課題としていることは事実であるが、現行に支配的な会計原則の適用上に、すでに理論的諸問題の含まれていることも事実である。

慣習的に存する多様な会計手続きに会計的判断すなわち評価が行なわれる場合、その公正性の基準は一点ではない。それは、妥当性との対比で恣意性が強調されれば粉飾と称される性格のものである。評価の妥当なものか恣意的なものかは第三者から殊に独立の監査人からさえも決断しがたく、このような意味で、逆説的な言い方をすれば、会計慣習が諸種の近似値的な結果をもたらす方法を留保しているかぎり、会計処理方法の変更は未解決の問題として留保される。

ここに制度的精緻化の論点は、「会計処理の統一化ないし機械的適用」といわゆる「経理自由の原則」との競合の論点に転化されるであろう。制度上、機械的な処理方法を用いることによる年度計算の近似値的な結果にあまじい不満と、正確・妥当な計算に附随する判断が恣意に陥るかもしれない危険と、この二つの欠陥からまったく免れる保証はなく、自由競争経済を前提とする限り、そのいずれかをあえて選択しなければならない。

すでに我国では後者の方途が選ばれて、ただ財務会計の対外的報告機能に焦点を当てた場合に弊害をもたらすであろう会計処理の恣意に陥るかもしれ

ない危険については、その排除の趣旨を会計手続きに関する継続性原則の遵守に委ねたのである。

しかしながら、その趣旨は必ずしも全うされているとは言いがたい。とりわけ巨大資本をかかえる企業の昭和 50 年代は、評価替えが連続するという点で特徴的である。むろん会計方針の変更は「正当な理由」があればよしとされるが、たとえば東京電力の減価償却方法の変更理由「財務体質の改善のため…投下資本の早期回収をはかるため…」(昭和 56 年)「投下資本の早期回収による財務体質の充実・強化…」(昭和 59 年)が、伸び率の高い収益性と資本の充足性の中で、文字通り正当なのかどうかは、むしろ用意された理由の側からではなく、公正な立場から会計理論上の吟味の対象となって然るべきである。